

長浜市告示第326号

長浜市地域公共交通燃料費高騰対策支援金交付要綱を次のように定める。

令和8年8月12日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市地域公共交通燃料費高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー価格等の物価高騰により運送コストが上昇している中、地域住民の移動手段として運行を継続している地域公共交通事業者に対し、予算の範囲内において、長浜市地域公共交通燃料費高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「コミュニティバス」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業に使用する自動車であって、乗車定員が11人以上のものをいう。

(支援金の対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「支援金の対象者」という。）は、本市の地域住民の生活に必要な路線バスを運行する乗合バス事業者（道路運送法第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業（乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）を営営する者をいう。）とする。

(支援金の対象経費)

第4条 支援金の交付の対象となる経費（以下「支援金の対象経費」という。）は、令和8年度におけるコミュニティバス運行に係る燃料費とする。

(支援金の申請等)

第5条 支援金の対象者は、支援金の交付を受けようとするときは、市長が指定する期日までに長浜市公共交通燃料費高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書兼請求書の提出があったときは、その内容を審査した上で交付すべき支援金の額を決定し、当該申請書兼請求書を提出した支援金の対象者に対し、長浜市公共交通燃料費高騰対策支援金交付決定通知書（様式第2号）により通知するとともに、速やかに支援金を交付するものとする。

3 規則第14条第1項に規定する実績報告及び規則第17条第1項に規定する交付請求は、第1項の規定による申請書兼請求書の提出をもってなされたものとみなす。

4 規則第15条に規定する額の確定は、省略するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年8月12日から施行する。

(告示の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

(長浜市地方バス路線維持費補助金交付要綱の特例)

3 支援金の交付を受けた者が長浜市地方バス路線維持費補助金交付要綱（平成18年長浜市告示第293号）に基づく令和8年度分の補助金を受ける場合は、同要綱第6条に規定する補助金の交付額の算定に当たって、補助対象経費の額から支援金の額を控除して算定するものとする。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

長浜市公共交通燃料費高騰対策支援金交付申請書兼請求書

長浜市長 あて

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者） (※)

長浜市地域公共交通燃料費高騰対策支援金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により次のとおり申請及び請求をします。

1 支援金の申請額及び請求額
金 円

2 支援金の振込先

振込口座	金融機関名	銀行 信用金庫 店 農 協 ・ 信用組合 所 労働金庫						
	預金種目	1 普通預金		2 当座預金		(該当に○)		
	口座番号							右詰め、左余白はゼロを記入
	口座名義	氏名 名称	カナ					

(※) 本人（代表者）が署名しない場合は、記名押印してください。

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

長浜市公共交通燃料費高騰対策支援金交付決定通知書

様

長浜市長

年 月 日付けで申請のあった支援金の交付について、次のとおり決定したので、長浜市地域公共交通燃料費高騰対策支援金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

1 交付決定番号

2 交付決定金額